

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があつたので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあつた年月日から2月間とする。

平成19年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあつた年月日 平成19年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人明石障がい者地域生活ケアネットワーク

イ 代表者の氏名 小松 正和

ウ 主たる事務所の所在地 明石市魚住町長坂寺740サポートセンター翔内

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域に点在する社会資源を有機的に繋ぐと共に明石市等の行政機関と協同し、障がい者に対して社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障がいを持つ方やその家族の方が、ひいては明石で暮らす市民の方々が明石の地で安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

2(1) 申請のあつた年月日 平成19年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人アジア研究会議

イ 代表者の氏名 土屋 英雄

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市東灘区魚崎中町2丁目6番13号

エ 定款に記載された目的

本法人は、アジア地域における社会問題の調査研究・政策提言、生活環境改善支援に関する事業を行い、アジア地域の健全な社会発展に貢献することを目的とする。

3(1) 申請のあつた年月日 平成19年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人木を愛し森を守る会

イ 代表者の氏名 清水 武

ウ 主たる事務所の所在地 尼崎市栗山町1丁目2番10号

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く一般市民に対して、国産材の利用促進を図るため、森林資源及び木造建築に関する調査、研究、啓蒙、普及、情報提供及び関係団体との連絡、ネットワーク形成事業を行い、森林資源の環境システム活性化を推進することにより、地球環境の改善と住宅文化の向上に寄与することを目的とする。

4(1) 申請のあつた年月日 平成19年5月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひとくら里山楽校

イ 代表者の氏名 山本 裕治

ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町伏見台4丁目2番地52

エ 定款に記載された目的

この法人は、日本一の生きた里山が残る一庫を中心とする北摂の豊かな自然を次世代に引き継ぐために、すべての人に対し、里山の環境保全や環境学習事業、里山文化の継承による地域活性

化事業、里山の豊かな環境の中で子どもの健全な心と身体を育てる活動、北摂の里山の情報発信に関する事業を行い、だれもが自然と共に存することの大切さを考え、次代を担う子どもたちが生き生きと暮らせる持続可能な社会の形成に寄与することを目的とする。

5(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 30 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひと・まち・あーと

イ 代表者の氏名 堂野 能伸

ウ 主たる事務所の所在地 たつの市龍野町本町 167 番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、芸術・アートに関わる全ての人に対して、交流の場の運営や作家活動への支援、まちづくりに関するイベントの企画・提案に関する事業を行い、芸術・アートを取り入れたまちづくりを通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

6(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人三愛福祉会

イ 代表者の氏名 橋 敬三

ウ 主たる事務所の所在地 明石市大久保町西島 773 番地の 1

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者に対して、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

7(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人中央障害者自立支援センター

イ 代表者の氏名 密城 武志

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区北本町通 6 丁目 1 番 22-302 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者、高齢者等社会的支援を必要とする方に対して、生活支援及び社会参画促進に関する事業を行い、人権擁護の推進と福祉の増進を通じて、真のノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。

8(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人自由空間めにい

イ 代表者の氏名 横瀬 多希子

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市安富町長野 281 番地 3

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の障害者（児）に対して、生活支援及び社会参加促進に関する事業を行い、公共の福祉の向上に寄与することを目的とする。

9(1) 申請のあった年月日 平成 19 年 5 月 31 日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人スローソサエティ協会

イ 代表者の氏名 米谷 啓和

ウ 主たる事務所の所在地 姫路市岩端町 122 番地 1 フィールドトレイン 109 号室 A

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して、子育て家庭支援事業、地域資源の自給と循環を推進する事業、自然環境を守るために普及啓発事業、市民の寄付文化醸成に関する事業、並びに地域での多様な

人的ネットワーク構築事業を行い、経済成長だけでなく多様な豊かさを追求し、その豊かさが将来世代に渡って持続する地域社会づくりに寄与することを目的とする。

10(1) 申請のあった年月日 平成19年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうかり

イ 代表者の氏名 濱 利男

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市山手1丁目1545-2

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して自らが望む自立生活を営めるように、社会参画促進や生活支援に関する事業を行い、障害者が共に生きることができる地域社会づくりを推進し、社会全体の福祉の増進に寄与することを目的とする。

11(1) 申請のあった年月日 平成19年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人栄養医学協会

イ 代表者の氏名 小野 裕美

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市須磨区関守町1丁目1番14

エ 定款に記載された目的

この法人は、広く国民の健康をサポートするために管理栄養士及び医療スタッフ等への研修・研鑽を行い実践的指導者として育成し、医療機関等との連携による健康啓発、健康に関する相談助言、情報提供に関する事業を行い、国民の生活改善、ひいては健康の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランタリー活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成19年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 申請のあった年月日 平成19年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人さわやか緑花クラブ

イ 代表者の氏名 福井 牧男

ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町伏見台2丁目4番地26

エ 定款に記載された目的

この法人は、主として猪名川町及び川西市に居住する多世代の地域住民に対して、市民花壇（コミュニティガーデン）の創設と維持管理に関する事業を行い、やすらぎと潤いのある快適な花と緑の生活空間を提供し、もって、花づくりを通じて自由で明るいユニバーサル・デザインのまちづくりの推進を図り、さらに、この健全で恵み豊かな生活環境を次世代の住民に継承することを目的とする。

2(1) 申請のあった年月日 平成19年5月31日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人こども環境活動支援協会

イ 代表者の氏名 小澤 紀美子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市甲風園1丁目8番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、青少年をはじめとする幅広い人々が、地球環境に配慮した暮らしや活動ができる地球市民として人類共通の目標である持続可能な社会づくりに参画してくれることを願い、市民・事業者・行政のパートナーシップのもと、環境教育・環境学習や自然体験などに関する諸事業を行うことを通じて子どもたちの自主的な環境活動を支援することを目的とする。

特別保護地区の指定

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第4項において準用する同法第28条第4項の規定に基づき、同法第29条第1項の規定により指定しようとする特別保護地区について、次のとおり公告する。

また、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案（以下「指針案」という。）を次の縦覧場所において縦覧に供する。

なお、同法第29条第4項において準用する同法第28条第5項の規定に基づき、特別保護地区を指定しようとする区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日（平成19年6月25日）までの間に、これらの指針案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成19年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1(1) 特別保護地区の名称

伊丹特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

伊丹鳥獣保護区のうち、昆陽池公園の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

集団渡来地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別鳥獣保護区は、伊丹市の中心部に位置し、歴史的にも古い昆陽池を抱え、古来より水鳥を主体に野鳥の一大生息地となっている。水鳥等の渡来に配慮した公園整備がなされ、毎年冬期には数千羽の多種にわたるカモ類が渡来し、都市住民と野鳥がふれあえる水鳥公園として阪神間での貴重な存在となっている。

このため、当地区を特別保護地区に再指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

(ア) 現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いように留意する。

(イ) 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課及び阪神北県民局地域振興部宝塚農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課

2(1) 特別保護地区の名称

五峰山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

五峰山鳥獣保護区のうち、加東市滝野町大字光明寺字五峰山433番地、434番地及び435番地の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、光明寺有林であり、シイ等の照葉樹林やスギ・ヒノキの針葉樹林で構成され、変化に富んだ自然植生を形成しており、鳥獣の生息環境にも適しており、再指定が必要である。

鳥類は、メジロ、ホオジロ、ヒヨドリ、ウグイス、キジ、フクロウ、アオバズク、カラス等が生息しており、獣類では、タヌキ、イタチ、キツネ、イノシシ、テン等が生息している。

このため、当地区を特別保護地区に再指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

(ア) 現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いように留意する。

(イ) 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課及び北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課

3(1) 特別保護地区の名称

西脇市西林寺山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

西脇市西林寺山鳥獣保護区のうち、西脇市坂本町字竹谷455番地の西林寺有林の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、西脇市のほぼ中心に位置し、西林寺の社寺林であり、里山ハイキングコース等も区域の中に含まれている。

鳥類は、メジロ、ホオジロ、ヒヨドリ、ウグイス、キジ、フクロウ、カラス等が生息しており、獣類では、イノシシ、ニホンジカ、タヌキ、イタチ、キツネ等が生息している。

市民がウォーキングしながら身近に親しく野生動物とふれあうことができる唯一の場であるため、当地区を特別保護地区に再指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

(ア) 現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いように留意する。

(イ) 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。

(5) 指針案の縦覧場所

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課及び北播磨県民局地域振興部社農林振興事務所

(6) 意見書の提出先

郵便番号650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課

4(1) 特別保護地区の名称

日和山特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

日和山鳥獣保護区のうち、豊岡市瀬戸字畠山、御待及び字箱谷に属する一円の区域

(3) 特別保護地区の存続期間

平成19年11月1日から平成29年10月31日まで

(4) 特別保護地区の保護に関する指針の案

ア 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地

イ 特別保護地区の指定目的

当特別保護地区は、山陰海岸国立公園に位置しており、海岸部は岩礁が続き変化に富んだ地形を示している。

植生は、アカマツ、クロマツを主に、シイ、カシ類の常緑広葉樹が混生している。

野生鳥獣では、鳥類では、海岸部でイワツバメ、イソヒヨドリ、森林部ではメジロ、シジュウカラ等が生息し、獣類では、イノシシ、タヌキ、キツネなどが生息している。

また、当該地域は県内外を問わず、年間を通じて入込みの多い観光地でもある。

このため、当地区を特別保護地区に再指定し、当地区に生息する鳥獣の生息地の保全を図るものである。

ウ 管理方針

(ア) 現場巡視、鳥類の飛来状況のモニタリング調査等を通じて、区域内の生息環境の把握に努め、鳥獣の安定的な生息に支障が及ぶことの無いように留意する。

- (4) 採餌又は休憩時の鳥類を驚かすような人の不用意な行動など鳥類の生息への影響を防止するため、現場巡視等に取り組む。
- (5) 指針案の縦覧場所
兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課及び但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所
- (6) 意見書の提出先
郵便番号650-8567
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県農林水産部農林水産局豊かな森づくり課

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
三木市本町3丁目1053番1、1053番3、1054番、1055番1、1056番
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都北区王子2丁目20番7号
株式会社ヒューネット 代表取締役 兵頭利広
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年5月16日
兵庫県指令北播（建）第1-13-3号（18三木）
- 2(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
高砂市米田町塩市字明田102番1、103番5の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高砂市米田町米田894番地の3
タカミ建設株式会社 代表取締役 高見充
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年1月17日
兵庫県指令東播（建）第1-10号（18高砂）
- 3(1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市上滝野字桶井385番1、386番1の一部、387番1、388番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
姫路市網干区垣内東町188番地
株式会社エトウ 代表取締役 榮藤猛
- (3) 許可年月日及び許可番号
平成19年1月17日
兵庫県指令北播（建）第1-14号（18加東）

平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜の実施

兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸研修履修規程第8条第2項の規定により、平成20年度兵庫県立淡路景観園芸学校園芸療法課程受講選抜を次のとおり実施する。

平成19年6月12日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 募集人員
15名
- 2 修業年限
1年
- 3 試験期日

- (1) 第1次選抜 書類選考
- (2) 第2次選抜 平成19年12月8日(土)・12月9日(日)(2日間)

4 試験場所

第2次選抜 淡路市野島常盤954-2
県立淡路景観園芸学校

5 試験科目

- (1) 第1次選抜
 - ア 出願書類による書類選考
- (2) 第2次選抜
 - ア 個人面接
 - イ 適性検査
 - ウ 筆記試験(園芸)
 - エ グループワーク

6 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 医療・福祉関連の国家資格(医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、鍼師、灸師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士など)を取得した者
- (2) 園芸・造園関連の短期大学、専門大学、大学校を卒業した者及び平成20年3月卒業見込みの者
- (3) 大学を卒業した者及び平成20年3月卒業見込みの者
- (4) 学校教育法第68条の2第3項の規定により学士の学位を授与された者及び平成20年3月31日までに授与される見込みの者
- (5) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成20年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者
- (6) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の学力があると県立淡路景観園芸学校において認めた者

7 出願手続

(1)の出願書類を提出すること。

なお、郵送による場合は、簡易書留速達扱いとすること。(2)の受付期間最終日(平成19年10月31日(水))までの消印があるものは有効。

(1) 出願書類

- ア 受講願書
- イ 自己紹介文
- ウ 実務経験書
- エ ボランティア経験書

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県国土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、受講願書を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒(住所、氏名及び郵便番号を明記し、切手240円を貼付した角形2号の封筒)を同封すること。

(2) 受付期間

平成19年10月17日(水)から同月31日(水)まで

(3) 提出先

郵便番号656-1726
淡路市野島常盤954-2
県立淡路景観園芸学校

8 合格発表

- (1) 期日
平成19年12月17日(月)
- (2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、合格発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校及び兵庫県第1号館1階南側渡り廊下に合格者の受験番号を掲示する。

また、本校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 受験についての問い合わせ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号 0799-82-3131

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成19年6月12日

契約担当者

兵庫県知事 井戸 敏三

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

磁気共鳴コンピュータ断層撮影装置 1式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成20年2月29日(金)

(4) 納入場所

リハビリテーション中央病院

神戸市西区曙町1070

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づく更生手続開始の申立て、和議法(大正11年法律第72号)に基づく和議開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

(1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県出納局管理課 担当 岡政

電話(078)341-7711 内線 4939

(2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成19年6月12日(火)から同年6月26日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

平成19年7月24日(火)午後1時30分 兵庫県西館1階 小入札室

(4) 入札書の提出期限

(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、平成19年7月23日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

(5) 電子入札

本件は、書面による入札及び開札手続とあわせて、「物品電子入札・開札システム」の利用による入札(以下「電子入札」という。)及び開札手続を行うものとし、この場合は以下によること。

ア 申込書の提出は、平成19年6月12日(火)午前9時から同年6月26日(火)午後4時までに、物品電子入札・開札システムにより提出すること。

イ 電子入札は、平成19年7月17日(火)午前9時から同年7月24日(火)午後1時30分までに行うこと。

ウ 開札日時及び場所は(3)に同じ。

4 入札者に求められる義務

(1) この一般競争に参加を希望する者は、次の書類を平成19年6月26日(火)午後4時までに上記3の(1)に提出すること。

ア 入札説明書で示した物品を納入できることを証明する書類

イ 当該物品の納入後、修理、点検、保守その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できることを証明する書類

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ア及びイの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額の100分の105)の100分の5以上の額の入札保証金を平成19年7月23日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札をすること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定期(平成19年10月上旬)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。(電子入札を除く。)

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。なお電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。(電子入札を除く。)

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となったもの以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity :

Toshizo Ido, Governor of Hyogo Prefecture

(2) Nature and quantity of the product to be purchased :

Magnetic Resonance Imaging : 1 Set

(3) Delivery period : February 29, 2008

(4) Delivery place :

Hyogo rehabilitation central hospital

1070, akebono-cho, nishi-ku, Kobe, Hyogo Prefecture

(5) Deadline for the submission of tender application forms :

16:00, June 26, 2007

(6) Deadline for tender :

13:30, July 24, 2007 by direct delivery, electronic bidding system ;

17:00, July 23, 2007 by mail

(7) Person to contact concerning the notice :

Mr. Okamasa, Personnel and Procurement Division, Treasury, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

Tel. (078) 341-7711 ext. 4939

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月12日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

兵庫県公安委員会規則第11号

兵庫県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

兵庫県道路交通法施行細則（昭和35年兵庫県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「車両」の右に「及び当該車両が随伴する車両」を加え、同項第7号を次のように改める。

通 行 禁 止

(7) 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標章（様式第9号。以下「禁止除外車標章」という。）
時間制限駐車区間

を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの

ア 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第15条に規定する感染症の発生の状況、動向及び原因の調査、同法第17条に規定する健康診断、同法第21条に規定する移送、同法第27条に規定する感染症の病原体に汚染された場所の消毒、同法第28条に規定するねずみ族、

昆虫等の駆除、同法第29条に規定する物件に係る措置、同法第31条に規定する生活の用に供される水の使用制限等、同法第33条に規定する交通の制限若しくは遮断又は同法第35条に規定する質問及び調査のための使用中の自動車

- イ 電気、ガス、水道又は電話の緊急を要する修復工事のため使用中の車両
- ウ 日刊新聞を販売所へ搬送するため使用中の車両
- エ 信号機、パーキング・メーター、パーキング・チケット発給設備、道路標識等の設置又は維持管理のため使用中の自動車
- オ 環境基本法（平成5年法律第91号）第28条又は第36条の規定に基づき国又は地方公共団体が公告調査のため使用中の車両
- カ 専ら郵便法（昭和22年法律第165号）に規定する通常郵便物の集配のため使用中の車両
- キ 裁判所法（昭和22年法律第59号）第62条に規定する執行官による民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく強制執行等（迅速に行う必要があるものに限る。）のため使用中の車両

第2条第2項中第8号から第12号までを削り、同条第4項中「駐車禁止及び」を「法第45条第1項に規定する駐車禁止及び法第49条の2第2項又は第4項に規定する」に改め、同項第2号及び第3号を次のように改める。

- (2) 次に掲げる車両で、駐車禁止除外指定車標章（様式第10号）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
 - ア 急を要する傷病者の往診等のため使用中の車両
 - イ 歯科医師が往診等のため往診歯科診療器材を搭載し、又は携帯用往診歯科診療器材を搬送している車両
 - ウ 当該車両の自動車検査証に「患者輸送車」又は「車いす移動車」と記載された車両で、患者又は車いす利用者を輸送するために使用中のもの
 - エ 報道機関が緊急取材のため使用中の車両
 - オ 法第51条の12第1項に規定する放置車両確認機関が確認事務を行うため使用中の車両
- (3) 次に掲げる者が現に使用中の車両（オに掲げる者に係る車両にあっては、日出から日没までの間において使用中の車両）で、駐車禁止除外指定車標章（他の都道府県公安委員会の交付に係るものも含む。）を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示しているもの
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分		障害の級別
視覚障害		1級から4級までの各級
平衡機能障害		3級
下肢不自由		1級から4級までの各級
体幹不自由		1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（—上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）
	移動機能	1級から4級までの各級
心臓、じん臓、呼吸器又は小腸の機能障害		1級、3級及び4級

ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から4級までの各級
聴覚障害	2級及び3級
上肢不自由	1級及び2級（2級にあっては、両上肢の機能の著しい障害又は両上肢のすべての指を欠くものに限る。）

イ 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、次の表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2に定める重度障害の程度に該当する障害を有し、歩行が困難であると認められるものその他の道路の通行に支障があり、特に保護を必要とすると認められるもの

障害の区分	重度障害の程度
視覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	特別項症から第4項症までの各項症
下肢不自由	特別項症から第4項症までの各項症
体幹不自由	特別項症から第4項症までの各項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
聴覚障害	特別項症から第4項症までの各項症
上肢不自由	特別項症から第3項症までの各項症

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める1級の障害を有するもの

エ 兵庫県療育手帳制度要綱（昭和49年2月27日付け）又は神戸市療育手帳制度実施要項（昭和49年2月28日付け）に基づく療育手帳の交付を受けている者で、重度に該当する障害を有するもの

オ 色素性乾皮症患者

第2条第4項第4号から第7号まで、第5項及び第6項を削る。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（除外標章の交付等）

第2条の2 禁止除外車標章又は駐車禁止除外指定車標章（以下この条において「除外標章」という。）の交付を申請することができる者は、次の各号に掲げる除外標章の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる者とする。

- (1) 前条第2項第7号及び同条第4項第2号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内において同条第2項第7号アからキまで又は同条第4項第2号アからオまでに規定する用務のいずれかを行おうとする者
- (2) 前条第4項第3号に掲げる車両に係る除外標章 兵庫県の区域内に住所を有する同号アからカまでのいずれかに該当する者

通行禁止

2 除外標章の交付を受けようとする者は、駐車禁止除外指定車標章交付申請書（様式第12号）に、時間制限駐車区間

次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類又はその写しを添えて公安委員会に申請するものとする。この場合において、当該申請は、第1条第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる申請にあっては前項第1号に規定する用務に係る区域を管轄する警察署長又は兵庫県警察本部交通規制課長（以下「交通規制課長」という。）を、第2号に掲げる申請にあっては交通規制課長をそれぞれ経由してすることができる。

(1) 前項第1号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

- ア 前項第1号の用務に係る車両に該当することを疎明する書類
- イ 自動車検査証

(2) 前項第2号に掲げる除外標章の申請 次に掲げる書類

- ア 前項第2号に掲げる者に該当することを疎明する書類
- イ 除外標章の交付を受けようとする者のために使用する車両があるときは、当該車両に係る自動車検査証

3 公安委員会は、前項の規定による申請に基づいて審査し、前項第1号に掲げる申請に係る車両が第1項第1号の用務に係る車両に、前項第2号に掲げる申請を行った者が第1項第2号に掲げる者に、それと認めると認めるときは、除外標章を交付するものとする。この場合において、除外標章の有効期間は、交付の日から起算して、同項第1号に掲げる除外標章にあっては1年、同項第2号に掲げる除外標章にあっては3年とする。

4 前条第2項第7号並びに同条第4項第2号及び第3号に掲げる車両の運転者は、当該除外に係る通行又は駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に除外標章を掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

5 除外標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。
- (2) 除外標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた理由の範囲を超えて使用しないこと。
- (3) 除外標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

6 公安委員会は、除外標章の交付を受けた者が前項各号のいずれかに違反したときは、当該除外標章の返納を命ずることができる。

7 除外標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該除外標章（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した除外標章）を公安委員会に返納しなければならない。

(1) 除外標章の有効期間が経過したとき。

(2) 除外標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失のため、新たに除外標章の交付を受けた場合において、亡失した除外標章を発見し、又は回復したとき。

(4) 公安委員会から除外標章の返納を命ぜられたとき。

第3条第3項中「通行中」を「通行をしている間」に改め、「当該車両」の右に「の前面」を加え、「掲示し」を「掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努め」に改める。

第3条の2を次のように改める。

（署長の駐車の許可）

第3条の2 法第45条第1項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合（第4項の規定により条件を付すことにより、該当することとなる場合を含む。）に、行うものとする。

(1) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する時間帯でないこと。

(2) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えないこと。

(3) 駐車禁止の規制が実施されている場所（法第45条第2項に規定する余地がないこととなる場合又は放置駐車となる場合にあっては、法第45条第1項各号に掲げる場所を除く。）であること。

(4) 駐車により交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害する場所でないこと。

(5) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と

認められる用務

イ 5分を超えない時間内の貨物の積卸しその他駐車とならない方法によることがおよそ不可能と認められる用務

ウ 法第77条第1項各号に規定する行為を伴わない用務

(6) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

2 法第49条の2第5項の規定による署長の駐車許可は、車両の駐車が、次のいずれにも該当する場合に、行うものとする。

(1) 駐車に係る用務の目的を達成するために必要な時間を超えて駐車するものでないこと。

(2) 当該時間制限駐車区間を利用する他の車両を著しく妨害する場所でないこと。

(3) 当該方法で駐車することにより、交通に危険を生じ、又は交通を著しく阻害することとならないこと。

(4) 次に掲げる用務のいずれにも該当すること。

ア 公共交通機関等の当該車両以外の交通手段によったのでは、その目的を達成することが著しく困難と認められる用務

イ 当該時間制限駐車区間ににおいて道路標識等により表示された時間以内の駐車がおよそ不可能と認められる用務

ウ 法第77条第1項に規定する行為を伴わない用務

(5) 重量貨物又は長大な貨物の積卸しのため、用務先の直近に駐車する必要がある車両にあっては、当該用務先の直近に路外駐車場、路上駐車場及び駐車が禁止されていない道路の部分のいずれも存在せず、又はこれらの利用がおよそ不可能と認められること。

3 前2項の駐車許可を受けようとする者は、駐車許可申請書（様式第14号）に、次に掲げる書類又はその写しを添えて当該駐車場所を管轄する署長に申請しなければならない。ただし、当該駐車許可の期間が7日未満である場合にあっては、駐車許可申請書に記載すべき事項を口頭で申告するものとし、この場合において、当該申告を受けた署長は、警察本部長が定めるところにより、当該事項を記録するものとする。

(1) 当該申請に係る車両の自動車検査証

(2) 当該申請に係る場所及びその周辺の見取図（建物又は施設の名称等が判別できるもので、当該申請に係る場所に印を付したもの）

(3) 前各号に掲げるもののほか、警察本部長が必要と認める書類

4 署長は、第1項又は第2項の規定により駐車許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るために必要な条件を付すことができる。

5 署長は、第1項又は第2項の駐車許可をするときは、駐車許可車標章（様式第15号）を交付するものとする。ただし、当該駐車許可の期間が7日未満であるときは、回復と記した駐車許可車標章を交付するものとする。

6 駐車許可車標章の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る駐車をしている間、当該車両の前面の見やすい箇所に駐車許可車標章を掲示するとともに、道路における交通の安全と円滑に支障を与えることのないよう努めなければならない。

7 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があったときは、これに従うこと。

(2) 駐車許可車標章に記載された事項を遵守し、交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。

(3) 駐車許可車標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。

8 駐車許可車標章の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかに当該駐車許可車標章（第3号に該当する場合にあっては、発見し、又は回復した駐車許可車標章）を署長に返納しなければならない。

(1) 駐車許可車標章による駐車許可の期間が経過したとき。

(2) 駐車許可車標章の交付を受けた理由がなくなったとき。

(3) 亡失のため、新たに駐車許可車標章の交付を受けた場合において、亡失した駐車許可車標章を発見し、又は回復したとき。

様式第9号から様式第11号までを次のように改める。

様式第9号(第2条関係)

(表)

		第 号
通 行 禁 止 駐 車 禁 止 除 外 指 定 車 標 章 時 間 制 限 駐 車 区 間		
車両番号	主たる運転者 氏名	
	除外する区域 又は道路の区間	
有効期限	年 月 日まで	
年 月 日		
兵庫県公安委員会 団		

18センチメートル

13センチメートル

注 色彩は、台地は白色、文字は黒色、縁線は黄色とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

* 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車(道路交通法第44条及び第75条の8第1項)
- 法定の駐車禁止場所の駐車(道路交通法第45条第1項各号及び第2項)
- 駐車の方法に従わない駐車(道路交通法第47条)
- 車庫代わり駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項)
- 長時間駐車(自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項)

2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、車両の前面の見やすい箇所に掲示してください(駐車する場合は、連絡先/用務先を読みやすく記載した紙とともに掲示してください。)。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられことがあります。

6 次の場合は、この標章((3)の場合)は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等

住所

氏名

様式第10号（第2条、第2条の2関係）

(表)

駐車禁止除外指定車標章	番号 発行日	第 年 月 日
使用中		
車両番号	号	
その他この標章の交付を受けた本人が現に使用中の車両		
運転者の連絡先／用務先 別紙のとおり		
有効期限	年 月 日まで	
兵庫県公安委員会 印		

18センチメートル

注 色彩は、台地は淡青紫とし、文字は黒色とする。

(裏)

注意事項

1 この標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路の部分以外の場所では使用できません。

※ 次のような駐車はできません。

- 駐停車禁止場所の駐車（道路交通法第44条及び第75条の8第1項）
- 法定の駐車禁止場所の駐車（道路交通法第45条第1項各号及び第2項）
- 駐車の方法に従わない駐車（道路交通法第47条）
- 車庫代わり駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第1項）
- 長時間駐車（自動車の保管場所の確保等に関する法律第11条第2項）

2 この標章は、被交付者等が車両を現に使用中の場合以外は使用できません。

3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。

4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。

5 警察官等の指示に従わない場合又はこの標章を不正に使用した場合は、返納を命ぜられことがあります。

6 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。

- (1) 有効期間が経過したとき。
- (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
- (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- (4) 公安委員会から返納を命ぜられたとき。

被交付者等
住所

氏名

様式第11号 削除

様式第11号の2を削る。

様式第12号から様式第15号までを次のように改める。

様式第12号（第2条関係）

	新規
	更新
	車変

第 号

通 行 禁 止
駐 車 禁 止 除外指定車標章交付申請書
時 間 制 限 駐 車 区 間

年 月 日

兵庫県公安委員会 様

住 所

申請者 職 業

氏 名

()

通 行 禁 止
次により駐 車 禁 止 除外指定車標章の交付を申請します。
時 間 制 限 駐 車 区 間

申 請 す る 標 章 の 種 別	1 通行禁止の除外指定 2 駐車禁止の除外指定 3 時間制限駐車区間の除外指定
車両番号	
主たる運転者	氏名 電話() 勤務先名 電話()
除外する区域 又は道路の区間	
申 請 の 理 由	

注 「申請する標章の種別」欄は、該当する番号を○で囲むこと。

様式第13号（第3条関係）

(表)

		第 号
歩行者用 道路通行許可車標章 通行禁止		
車両番号	主たる運転者	
	氏名	
許可する通行 禁止道路区間		
有効期限	年 月 日まで	
年 月 日		警察署長印

13センチメートル

18センチメートル

注 色彩は、台地は白色、文字は黒色、縁線は青色とする。

(裏)

注 意 事 項

- 1 表記の歩行者用道路及び通行禁止道路を通行する場合は、この標章を車両の前面の見やすい箇所に掲示すること。
- 2 この標章は、他人に貸与し、若しくは譲渡し、又は用途以外の目的に使用しないこと。
- 3 この標章は、有効期間が経過したとき、又は使用の必要がなくなったときは、速やかに返納すること。
- 4 現場において警察官等の指示がある場合はこれに従うこと。

様式第14号（第3条の2関係）

駐車許可申請書

年 月 日

警察署長様

住 所

申請者 氏名

印

電 話 () -

次により駐車許可及び駐車許可車標章の交付を申請します。

車両番号				
車両の使用者	住 所			
	氏 名	電 話 () -		
主たる運転者	氏 名	電 話 () -		
	勤務先名	電 話 () -		
駐車目的				
駐車場所				
駐車期間		年 月 日 午 時 分から 年 月 日 午 時 分まで		

様式第15号（第3条の2関係）

(表)

		第	号
駐 車 許 可 車 標 章			
車両番号 13センチメートル	主たる運転者		
	氏名		
	駐車場所		
駐車方法	年	月	日
	午	時	分から
駐車許可の期間	年	月	日
	午	時	分まで
年	月	日	警 察 署 長 団
← 18センチメートル →			

注 色彩は、台地は白色、文字は黒色、縁線は青色とする。

(裏)

注意事項

- 1 この標章の交付を受けた目的、場所及び期間の範囲を超えて使用しないこと。
 - 2 この標章を許可に係る車両以外の車両に使用しないこと。
 - 3 この標章を使用する場合は、連絡先／用務先を読みやすく記載した紙とともに車両の前面の見やすい箇所に掲示してください。
 - 4 現場において、警察官等の指示があった場合は、その指示に従ってください。
 - 5 次の場合は、この標章((3)の場合は、発見し、又は回復した標章)を速やかに返納してください。
 - (1) 駐車許可の期間が経過したとき。
 - (2) 交付を受けた理由がなくなったとき。
 - (3) 再交付を受けた後において、亡失した標章を発見し、又は回復したとき。
- 被交付者等

住所

氏名

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
(経過措置)

通行禁止

2 この規則の施行の際現に改正前の兵庫県道路交通法施行細則の規定により交付を受けている駐車禁止時間制限駐車

止

止除外指定車標章、駐車禁止時間制限駐車区間除外指定車標章、駐車禁止除外指定車（身体障害者使用車）標章、

区間

駐車禁止除外指定車（紫外線要保護者使用車）標章、歩行者用道路通行許可車標章及び駐車許可車標章は、
通行禁止

改正後の兵庫県道路交通法施行細則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により交付を受けたものとみなす。

通行禁止

通行禁止

3 駐車禁止除外指定車標章、駐車禁止除外指定車標章交付申請書、歩行者用道路通行許可

時間制限駐車区間

時間制限駐車区間

通行禁止

車標章、駐車許可申請書及び駐車許可車標章の様式については、改正後の規則の規定する様式にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第147号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年6月12日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 実施日

平成19年7月18日（水）から同月20日（金）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階会議室

(4) 修了考查の実施

講習最終日は、修了考查（14時35分）を実施する。

2 受講定員

60人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号。以下「改正法」という。）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の警備員指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

4 受付期間等

(1) 受付期間

平成19年6月18日（月）から同月29日（金）までの間（日曜日及び土曜日を除く午前9時から午後5時まで）

(2) 受付定員

60人とする。ただし、平成19年6月18日（月）については、受講対象者に該当する者のうち、申込み時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者のみを対象とし、20人まで受け付

けるものとする。

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

(1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

(2) 旧資格者証の写し

(3) 申込時において2号業務に係る警備員指導教育責任者として選任されている者にあっては、選任されていることを疎明する書面（改正法附則第4条に規定する届出書、法第11条に規定する届出書等の写し）

7 受講手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話 (078) 341-7441 内線 3046

(3) 社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166

病院局辞令

平成19年5月31日付

（県立尼崎病院診療部外科部長）

福山 学

願により兵庫県職員を免ずる

平成19年6月1日付

（県立光風病院部長（医療安全対策担当）兼診療部精神科部長・県立西宮病院診療部内科部長）

柴田 明

県立尼崎病院診療部精神科部長兼県立光風病院診療部精神科部長に補する

（県立光風病院精神科救急医療センター長兼診療部精神科部長）

白井 豊

県立光風病院部長（医療安全対策担当）・県立西宮病院診療部内科部長に兼ねて補する

大林 千穂

県立がんセンター診療部内科部長兼病理診断センター部長に補する

（県立塚口病院診療部消化器科部長）

木村 利幸

県立尼崎病院診療部消化器科部長兼県立塚口病院診療部消化器科部長に補する

（県立がんセンター診療部麻酔科部長兼県立加古川病院診療部麻酔科部長）

千草 壽々子

県立加古川病院診療部麻酔科部長に補する

（県立のじぎく療育センター療育部小児科部長兼県立こども病院診療部小児科部長）

宅見晃子

県立柏原病院診療部小児科部長に兼ねて補する

市町村職員退職手当組合規則

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月12日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬萊務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第11号

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県市町村職員の退職手当及び負担金に係る給料月額の特例に関する規則（平成15年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第1号）の一部を次のように改正する。

第9条中「前7条」を「前8条」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(香美町の職員に対する特例)

第9条 平成19年4月1日から平成21年3月31日までの間、条例第3条及び第16条に規定する規則で定める職員は、香美町の職員とし、規則で定める給料月額は、香美町一般職の職員の給与に関する条例（平成17年香美町条例第41号）附則第11項の規定の適用を受けないと仮定した場合における職員が受けるべき給料月額とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

早期希望勧奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年6月12日

兵庫県市町村職員退職手当組合

組合長 蓬萊務

兵庫県市町村職員退職手当組合規則第12号

早期希望勧奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

早期希望勧奨退職者に対する退職手当の特例に関する規則（平成16年兵庫県市町村職員退職手当組合規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

宍粟市	平成18年4月1日～平成21年3月31日
-----	----------------------

を

宍粟市	平成18年4月1日～
洲本市	平成19年4月1日～

平成21年3月31日

に改める。

平成21年3月31日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。